

舞鶴市立図書館 資料収集方針

1. 目的

この収集方針は、「図書館法」及び「舞鶴市立図書館条例」、並びに「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定された奉仕の理念を実現するため、その基盤となる資料の収集に関して、舞鶴市立図書館における方針を定めるものとする。

2. 基本方針

- (1) 舞鶴市における知的基盤としての役割を果たすため、市民に寄り添い、市民や地域が抱える課題の解決を支援できるよう、広く市民の生活、仕事、文化、教養、調査研究、趣味、娯楽等に資する内容の資料を収集する。
- (2) 「SDGs 未来都市」の推進、並びに持続可能なまちづくりの実現に向けて、関連する資料の充実に努める。
- (3) 市民のチャレンジを応援し、経済の活性化や市民の活力ある暮らしの実現に寄与するため、関連する資料の充実に努める。
- (4) 舞鶴市の恵まれた自然や地域資源を活かしたまちづくり並びに、農林水産業の高付加価値化及びブランド力の向上に寄与するため、関連する資料の充実に努める。
- (5) あらゆる年代の市民が心豊かに暮らせるよう、高度化、多様化する市民の要望に応える資料並びに、潜在的な要求、将来想定される要求や社会の要請に留意した資料を収集する。
- (6) 地域コミュニティの充実や、子どもの健やかな成長につながる資料、市民の生活の質の向上に寄与する資料を収集する。
- (7) 市民の生涯にわたる活発な学習活動を支援できるよう、あらゆる分野の資料を網羅的に収集する。
- (8) 市民が健康で、安心した生活を送れるよう、その支援につながる資料の充実に努める。

(9) 舞鶴市及び、近隣地域に関連する資料は積極的に収集し、また保存にも努め、地域への愛着や誇りの醸成に寄与する。

(10) 市民への図書館奉仕について、以下のサービスを念頭に置き、それらを実施するために必要となる十分な量の資料の収集に努める。

①貸出サービス

②情報サービス（レファレンスサービス、レフェラルサービス）

③地域の課題に対応したサービス（市民及び地域が抱える課題の解決に向けた活動を支援するサービス）

④利用者に対応したサービス（児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人、来館が困難な者）

3. 収集資料の範囲

(1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書）

(2) 逐次刊行物（雑誌・新聞）

(3) デジタル資料・視聴覚資料

(4) 地域資料（行政資料、議会資料を含む）

(5) 障害者サービス用資料

(6) 外国語資料（パンフレット、冊子類を含む）

(7) その他必要と認められる資料

4. 収集にあたっての留意点

(1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。

(2) 思想的、宗教的、政治的立場等にとらわれず、自由で公正な収集を行う。

(3) 特定の機関や団体の宣伝活動のための資料及びこれに類する資料については、基本的に収集しない。

(4) 人権を侵害するおそれのある資料は、慎重に採否を決定する。

5. 選定基準

この収集方針に基づく資料の選定基準については、別に定める。

附則

この方針は、令和3年4月1日から実施する。